

議 会 運 営 委 員 会

令和2年12月3日(木)

個人一般質問終了後

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、
岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

議 題

- 1 令和2年12月浜田市議会定例会議について 資料 1-1～1-3
 - (1) 令和2年12月浜田市議会定例会議の追加議案等及び付託案について
 - (2) その他

- 2 陳情審査について
 - (1) 陳情第171号 傍聴人の説明を受け付けない規定を明らかにすることを求める陳情について
 - (2) 陳情第172号 傍聴人の発言に関する対応を明確にすることを求める陳情について
 - (3) 陳情第173号 陳情者の説明機会を妨げることの是非を問う陳情について

- 3 請願者等の意見陳述の機会(案)について
 - (1) 本案を今後検討することについて
 - (2) 所管委員会を議員定数等議会改革推進特別委員会にすることについて

- 4 会派代表による一般質問について 資料 2
 - (1) 施政方針・教育方針提供から会派代表者会議の流れについて
 - (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた質問時間について

- 5 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について 資料 3
 - ・浜田市議会委員会条例(委員の発言、委員長の発言)

- 6 令和3年1月以降の行政視察の取扱について

- 7 その他
 - (1) 議会運営委員会主催議員研修会の日程及び内容について 資料 4
 - (2) その他

令和 2 年 12 月浜田市議会定例会議 付議事件（追加分）

議案等（3 件）

〔条例関係 1 件、財産の取得 1 件、補正予算 1 件〕

議案第 94 号 浜田市外来検査センター条例の制定について

議案第 95 号 財産の取得について（大型提示装置及び実物投影機小中学校 25 校分）

議案第 96 号 令和 2 年度浜田市一般会計補正予算（第 8 号）

追加提案議案 概要説明資料
(令和 2 年 12 月 7 日追加提案予定)

議案第 94 号

○ 浜田市外来検査センター条例の制定について

新型コロナウイルス感染症に係る検査を行うため、浜田市外来検査センターを設置することに伴い、当該施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、条例を制定するものです。

◆ 概要

1 名称及び位置（第 1 条）

- (1) 名称 浜田市外来検査センター
- (2) 位置 浜田市殿町 22 番地

2 検査（第 2 条）

医療機関における医師の診察等により新型コロナウイルス感染症に係る検査が必要と認められた者に対し、当該新型コロナウイルス感染症への感染の有無を確認する。

3 開所時間（第 3 条）

別に定める。

4 休所日（第 4 条）

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

◇ 施行期日 令和 2 年 12 月 21 日

議案第 95 号

○ 財産の取得について（大型提示装置及び実物投影機小中学校 25 校分）

小中学校の大型提示装置等の整備のため、次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

- 1 取得する財産 大型提示装置 93 台、実物投影機 108 台
- 2 取得の方法 購入（指名競争入札）
- 3 取得の予定価格 34,100,000 円
- 4 契約の相手方 浜田市下府町 388 番地 25
共立商事株式会社
代表取締役 登 尾 一 昭

議案第 96 号

○ 令和 2 年度浜田市一般会計補正予算（第 8 号）

(1) 編成概要

新型コロナウイルス感染症対策として追加で取り組む事業費について調整を行うものです。

(2) 予算規模

（単位：千円）

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
一 般 会 計（第 8 号）	45,398,083	54,055	45,452,138

(3) 補正事項

主な補正事項は次のとおりです。

- ① 新型コロナウイルス感染症対策として追加で取り組む事業費の調整
 - 新型コロナウイルス感染症対策各種教育・教習機関支援事業
 - 新型コロナウイルス感染症対策事業（保健衛生総務費）
 - 外来検査センター運営事業
 - 浜田プレミアム付き飲食・宿泊応援チケット発行事業
 - 修学旅行キャンセル料支援事業
- ② 繰越明許費
 - 浜田プレミアム付き飲食・宿泊応援チケット発行事業

令和2年12月浜田市議会定例会議 付託先一覧（案）

【付託件数内訳】

総務文教委員会 1件、福祉環境委員会 1件、予算決算委員会 1件

市長提出議案等（議案3件）

議案等番号	件名	付託先等
議案第94号	浜田市外来検査センター条例の制定について	福祉環境委員会
議案第95号	財産の取得について（大型提示装置及び実物投影機小中学校25校分）	総務文教委員会
議案第96号	令和2年度浜田市一般会計補正予算（第8号）	予算決算委員会

会派代表による一般質問について

【協議事項】

- 施政方針・教育方針提供から会派代表者会議の流れ
- 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた質問時間について
(現行)

会派人数	2 人	4 人	6 人	8 人
持ち時間	30 分	40 分	50 分	60 分

※持ち時間に答弁時間は含まない。

昨年度から会派代表による一般質問については、質問項目重複防止のため会派代表者会議を開催し調整しております。流れは、次のとおりです。

※次のページに「会派代表による一般質問」実施要領を掲載しております。

項目	時期	(参考) 令和元年度実施日
施政方針・教育方針提供	2月上旬	2月5日
会派代表による 一般質問仮通告	個人一般質問通告期限の 2日前	2月12日
会派代表者会議	仮通告後、同日開催	2月12日
個人一般質問通告期限		2月14日

詳細は、「会派代表による一般質問」実施要領を参照

「会派代表による一般質問」実施要領

平成 19 年 12 月 20 日議会運営委員会決定 平成 20 年 9 月 19 日議会運営委員会改正
平成 21 年 12 月 16 日議会運営委員会改正 平成 24 年 1 月 23 日議会運営委員会改正
平成 25 年 2 月 6 日議会運営委員会改正 平成 25 年 12 月 18 日議会運営委員会改正
平成 27 年 12 月 14 日議会運営委員会改正 平成 29 年 2 月 16 日議会運営委員会改正
平成 30 年 2 月 14 日議会運営委員会改正 平成 31 年 1 月 29 日議会運営委員会改正
令和 2 年 1 月 22 日議会運営委員会改正

1. 導入目的

会派制を導入している浜田市議会が、本市における行政全般の政策上の問題について、会派の独自の調査・研究をもとに代表者が市長その他の行政委員会に基本的方針を大局的見地から質問することにより、当市の政策課題を明らかにするとともに、個人一般質問の論点の精査及び議論の活性化を図り、もって議会運営の円滑化と市民の市政運営に対する関心と理解を深めることを目的とする。名称は「会派代表質問」とする。

2. 名称及び導入時期

名称は「会派代表質問」とし、実施時期は、市長が施政方針表明を行う定例会議のみにて実施することとし、平成 20 年 3 月定例会から導入する。

3. 実施の方法

項目	内容
①実施日程	施政方針表明の後、個人一般質問を行う前に実施する。 当面 1 日間で実施することとする。
②質問の内容	市長の施政方針及びその他の行政委員会に対する基本的な方針、方向性について会派の意思統一を図ったものを原則として質問することとする。
③対象会派	議長に届け出た会派のうち、2 人以上の会派を対象とする。
④質問の通告	質問項目の重複を調整するため、個人一般質問の通告期限の 2 日前の 11 時までに仮通告（本通告に準ずる）をすることとする。会派代表者会議で調整し、本通告は個人一般質問の通告期限と同様とする。通告書は、所定の様式により質問の項目、要旨及び質問者名を記入し、会派代表者が議長に提出することとする。施政方針表明の原稿は、議会運営委員会の概ね 1 週間前に議員に配付とする。 質問者は、一つの会派から複数選出を可能とし、人数制限は行わない。記入項目は、大・中項目（題名）、小項目（要旨）とする。
⑤質問時間・方法	質問は、持ち時間制とし答弁を含まないこととする。 持ち時間は、2 人会派 30 分、4 人会派 40 分、6 人会派 50 分、8 人会派 60 分とする。質問順は、会派の人数の多い順とし、同一人数の場合は抽選とし、一会派で複数質問者がいる場合は、当該会派が順番を定める。最初の質問は、演壇において一括質問とし、再質問は、質問席において一括して行うこととする。
⑥答弁の方法	市長の最初の答弁は演壇において行うこととし、再質問に対する市長の答弁及びその他の行政委員会代表者の答弁は自席とする。
⑦個人一般質問	会派代表質問を行う者は、個人一般質問の通告を行わないこととする。 なお、個人一般質問の通告を行う者は、所属の会派代表質問と重複しない質問内容でなければならない。ただし、基本的方針について会派代表質問を行い、具体的内容について個人一般質問を行う場合は可能とする。その場合、代表質問と違う意見を持って個人一般質問を行うことがないよう留意すること。

浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について 浜田市議会委員会条例（委員の発言、委員長の発言）

1 経過

- 令和2年9月浜田市議会定例会議において、委員会に付託された事件が全会一致で可決されたが、本会議で委員長から反対討論がされた。
- 法的に問題はないが、委員から当該事案についてルール化を求める意見が出されたため。
- 11月20日の議会運営委員会において案の一部変更が提案されたことを受け、次のとおり改正文案を変更する。

2 改正案

浜田市議会申し合わせ事項に次の項目を追加する。

委員会条例関係 第3章 発言（委員及び委員長の発言）

変更案	11月20日案
1 委員は、議題に対する考えについて、十分な質疑を行うとともに、 <u>自身の意見を明らかにするものとする。</u> なお、委員長が質疑をする場合は、委員長の職務を交代し、委員として同様に行うものとする。	1 委員は、議題に対する考えについて、十分な質疑を通し、自身の意見を述べ、意向を明らかにするものとする。なお、委員長が質疑をする場合は、委員長の職務を交代し、委員として同様に行うものとする。